

## 境界問題に困ったときの二つの制度

	筆界特定制度	土地家屋調査士会ADR
概要	鹿兒島地方法務局で実施 土地の筆界について、 <b>筆界特定登記官</b> が、所有権登記名義人等の申請により、申請人・関係人等に参加の機会を保障しつつ、専門家である筆界調査委員の意見を踏まえて、その <b>判断を示す制度</b> です。	境界問題相談センターかごしまで実施 裁判外紛争手続の1つであり、土地の境界が明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続について、土地家屋調査士・弁護士が協働して、相談・調停等を行い、当事者間の <b>話し合いによる解決</b> を進めるものです。
対象	筆界	境界問題全般
特長	〔効果〕 筆界の位置について、行政レベルでの判断を示すものであり、裁判によるまでもなく、迅速に適正な <b>筆界についての判断</b> を得ることができます。筆界特定がされた場合は、 <b>筆界特定書</b> が作成されます。	〔効果〕 境界に関する総合的な問題解決が期待できます。調停が成立した場合、合意内容を記載した <b>和解契約書</b> を作成（契約により当事者を拘束）します。
	〔期間〕 標準処理期間は <b>6か月</b> です。 （事件の内容等によっては、更に長くなることもあります。）	〔期間〕 相談の受付から調停成立までに要する平均的な期間は <b>6か月</b> です。 調停期日の設定などにおいて弾力的な運営が可能です。
	〔費用〕 <b>申請手数料と手続費用（測量費用等）</b> が必要です。 申請手数料は、特定を求める筆界に係る対象土地の価格によって算定します。 手続費用は、測量、鑑定等に要する費用です。代理人によって申請する場合には、代理人費用が発生します。	〔費用〕 <b>手続費用</b> が必要です。 手続費用は、センターが定める費用規程によって算出します。 相談費用、調停申立費用、期日費用、調査費用、成立費用、測量費用などが必要になる場合があります。 代理人によって申し立てる場合には、代理人費用が発生します。
	〔資料収集〕 当事者が提出した資料のほか、 <b>法務局が職権</b> で必要な資料を収集します。	〔資料収集〕 当事者による資料収集が原則です。 土地家屋調査士又はセンターに相談することができます。
	〔筆界特定手続後の現地への境界標設置〕 筆界特定制度ではできません。なお、筆界特定手続後、当事者の合意又は土地家屋調査士会ADRにおいて、簡易的な調停にて合意が整えば、現地に境界標を設置することができます。	〔現地への境界標設置〕 当事者の希望により境界標の設置を行います。
〔注意点〕 所有権界、例えば土地の明渡しや工作物の撤去などの問題を取り扱うことはできません。	〔注意点〕 相手方が調停への出席に応じていただけない場合は、手続を進めることができません。	
専門的知識の活用	筆界調査委員（土地家屋調査士・弁護士・司法書士等）	弁護士・ADR認定土地家屋調査士
和解、調停	できません。	できます。

**筆界**：土地が登記された際にその土地の範囲を区画するものとして定められた線（公法上の境界）。  
**所有権界**：一筆の土地の一部売買など当事者の合意等により移動するため、筆界と異なる場合があります（私法上の境界）。

もっと、**筆界特定制度**  
について知りたい方は



<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji104.html>

もっと、**土地家屋調査士会ADR**  
について知りたい方は



<http://www.kagoshima-chosashi.com/borderkagoshima/>

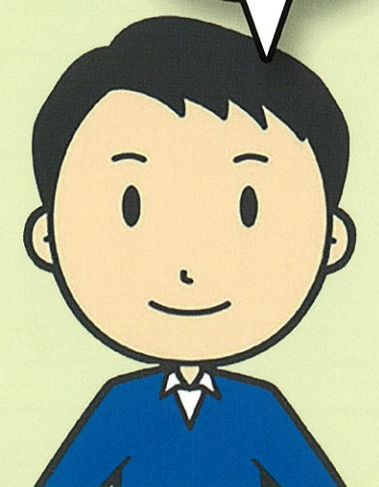
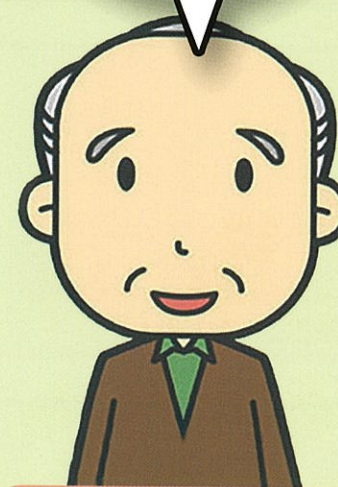
# 境界問題

## 困ったときは!

筆界特定  
制度?

どちらを  
選ぶ?

土地家屋  
調査士会  
ADR?



筆界特定制度についての  
お問い合わせは

鹿兒島地方法務局  
地図整備・筆界特定室  
(099) 259-0695

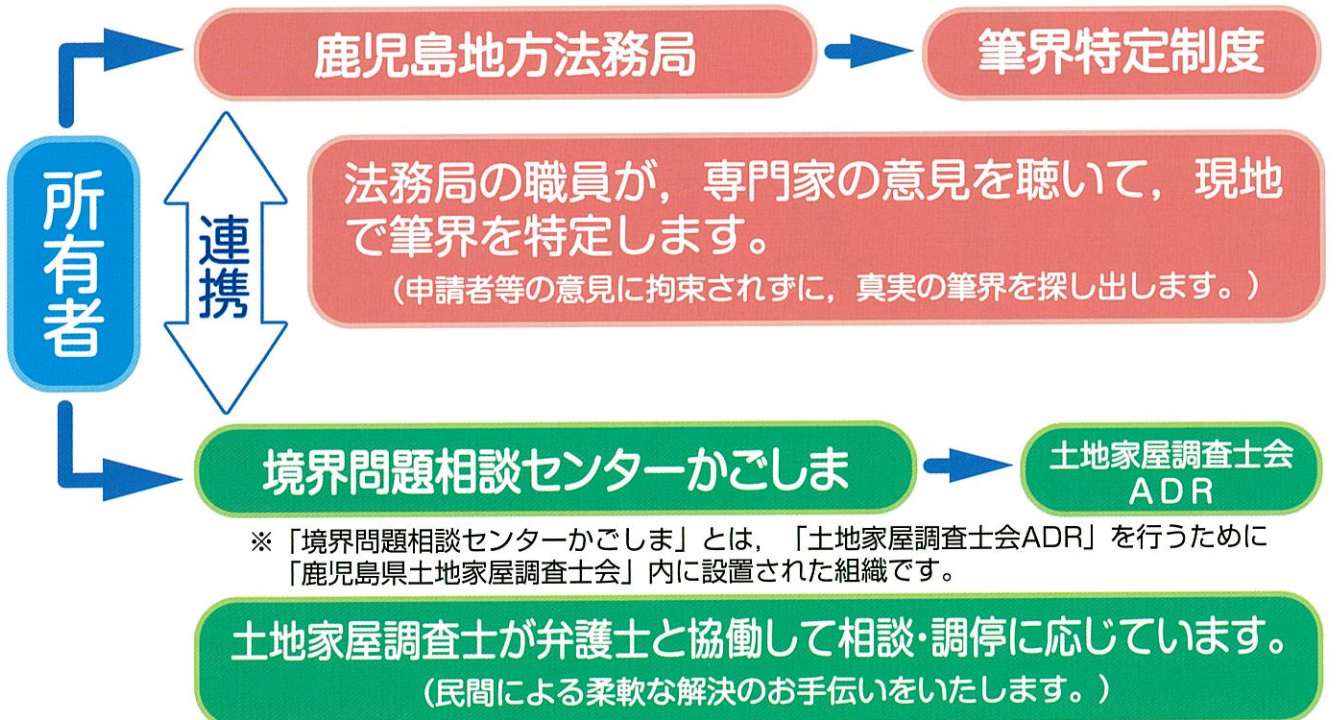
土地家屋調査士会ADRについての  
お問い合わせは

境界問題相談センター  
かごしま  
(099) 214-2958



# 境界問題でお困りの方へ

## ① 境界問題で困ったときは



## ② 筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRどこが違うの？

**筆界特定制度は**  
 筆界(一筆の土地が登記されたときの土地の境)を明らかにします。  
所有権界は扱えません。また、明渡しなど、所有権に関する問題を直接解決することはできません。

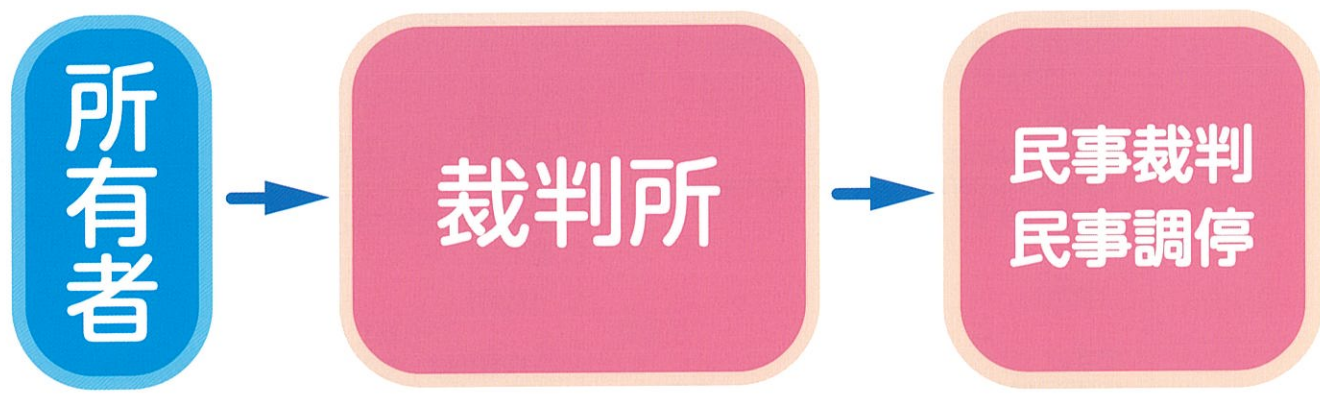
**土地家屋調査士会ADRは**  
**境界問題全般を解決します。**  
相手方の応諾がないと手続きを進めることはできません。

※詳しくは、裏面の「境界問題に困ったときの二つの制度」をご確認ください。

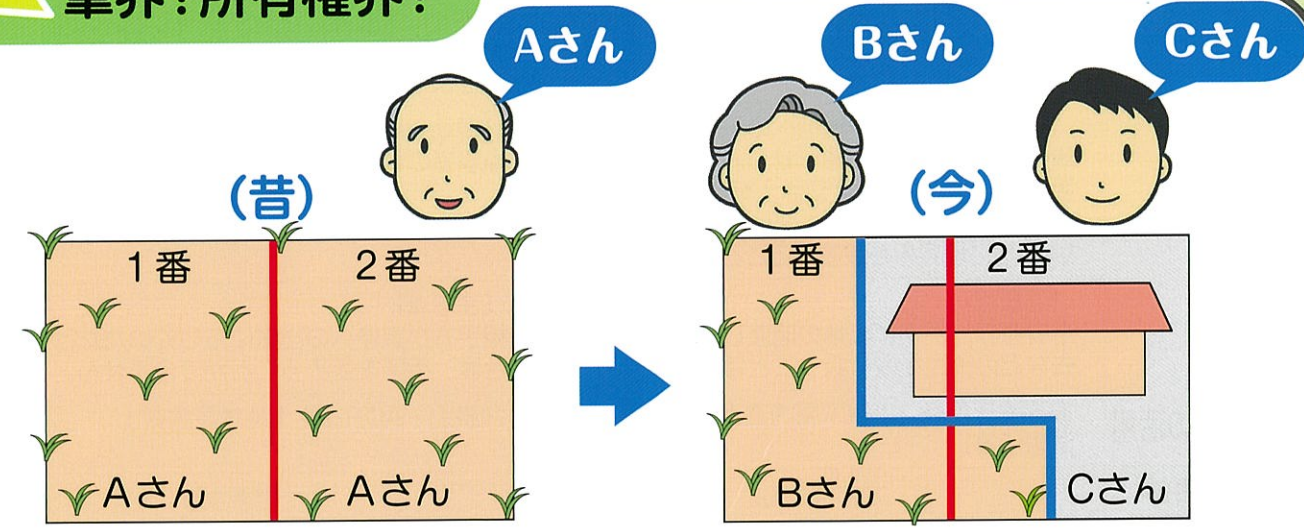
あなたに合った解決方法を提案いたします!

## ③ 他の解決方法

筆界特定制度又は土地家屋調査士会ADR以外に**筆界確定訴訟**、**所有権確認訴訟**などを**裁判所**に提起することにより、**境界紛争を解決する方法もあります。**  
 詳しくは、弁護士へご相談ください。



## 参考 筆界?所有権界?



- 筆界…筆界の位置は、売買・交換等で自動的に移動することはありません。
- 所有権界…所有権界の位置は、売買・交換等で移動することがあります。(筆界と所有権界の位置が異なる場合があります。)

※筆界特定制度では、所有権界は扱えませんのでご注意ください。